

厚木市空家等対策協議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市空家等対策協議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している18歳以上の者
- (2) 委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上とし、男女の比率は同じとすることに努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び市ホームページで募集するものとする。

- 2 委員に応募する者は、厚木市空家等対策協議会委員応募申込書（別記様式）を提出するものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たっては、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、空家等対策主管部長、空家等対策主管課長及び空家等対策主管係長の職にある者をもって構成する。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置く。
- 4 選考委員長は、空家等対策主管部長の職にある者をもって充てるものとする。
- 5 選考委員会は、選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、空家等対策主管課において処理する。

(委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

- 2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、社会的活動の経験及び提出された意見等を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

厚木市空家等対策協議会委員応募申込書

令和 年 月 日

厚木市空家等対策協議会委員に次のとおり応募します。

1 氏名等

ふりがな 氏 名		性別 (男・女)	生年月日 年 月 日生
住 所	〒 ー		
連絡先電話番号	(自宅・勤務先・携帯)	職業等	
(市内在勤、在学の方のみ記入) 勤務先又は学校の名称及び所在地	名 称		
	所在地		

2 活動経験等

次の活動経験について、差し支えのない範囲で記入してください。

	名称・自治体等名	期 間
国・県・市町村の審議会等での 委員、モニター等の経験		
その他の地域活動等の経験	内 容	年月又は期間

※記入上の留意事項

- (1) 審議会等には、審査会、委員会、協議会、会議などを含みます。
- (2) その他の活動には、例えば、地域文化、環境、教育などの団体・グループへの参加状況や経験などを記入してください。

3 応募資格の確認

応募資格の中に、厚木市の他の審議会等の委員でないことが要件に含まれますので、就任及び応募状況の確認をさせていただきます。

次の項目に記入してください。

(1) 厚木市の他の審議会等委員就任状況

現在、就任している厚木市の他の審議会等が	(ある ・ ない)
----------------------	-------------

※ある場合は、以下を記入してください。

審議会等の名称	任期終了日

※厚木市空家等対策協議会の任期開始日が、現在就任している厚木市の他の審議会等の任期中である場合は、応募できません。

(2) 厚木市の他の審議会等への応募状況

現在、応募している厚木市の他の審議会等が	(ある ・ ない)
----------------------	-------------

※ある場合は、以下を記入してください。

審議会等の名称

※複数の厚木市の審議会等委員に応募している場合は、重複して就任することができません。

